

議案第68号

福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、指定児童発達支援の事業を行う児童発達支援センターが相談に応じ援助を行う対象に、障がい児本人及び障がい児が通う施設を加える等の必要があるによる。

福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第6条の2第8項」を「第6条の2の2第8項」に改める。

第52条第2項中「その家庭」を「障がい児若しくはその家庭又は当該障がい児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所，学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園，小学校若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設」に改め、「応じ、」の次に「助言その他の」を加える。

第56条の8の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）」の次に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第88条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）」を、「指定小規模多機能型居宅介護をいう。）」の次に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基

準条例第87条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)を、「第44条第2項」の次に「又は第91条第2項」を加え、「以下この条において同じ。」を基準該当児童発達支援事業所」を「)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第88条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)を基準該当児童発達支援事業所」に、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第1号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第44条第1項」の次に「又は第91条第1項」を加え、「25人」を「29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第42条第2項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下この条において同じ。)にあっては、18人)」に改め、同条第2号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「15人」の次に「(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12人)」を加え、同号に次の表を加える。

登 録 定 員	利 用 定 員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第56条の8第3号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第45条第1項」の次に「又は第92条第1項」を加え、同条第4号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「関する基準」の次に「又は指定地域密着型サービス基準条例第88条第1項及び同条第2項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準」を加える。

第68条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障がい児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 嘱託医 1以上
- (2) 看護師 1以上
- (3) 児童指導員又は保育士 1以上
- (4) 機能訓練担当職員 1以上
- (5) 児童発達支援管理責任者 1以上

第71条に次のただし書を加える。

ただし、主として重症心身障がい児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所においては、利用定員を5人以上とすることができる。

第73条中「第37条まで、第39条から」、「及び第65条」及び「、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第73条において準用する第65条」とを削り、「準用する第65条第6号」を「準用する第38条第6号」に改め、「、第65条第6号中「実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）」とあるのは「実施地域」とを削る。

第73条の3の次に次の1条を加える。

(利用定員)

第73条の3の2 基準該当放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を10人以上とする。

第73条の4中「第37条まで、第39条から」、「、第65条」及び「、第71条」を削る。

第82条第1項中「から第3項まで」を「、第2項及び第4項」に、「同条第3項」を「同条第4項」に改め、同条第2項中「第68条第4項」を「第68条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。